

○公立学校共済組合定款

昭和37年11月30日制定

変更	昭和38年5月17日	同	38年10月21日	同	39年3月12日
	同 39年10月1日	同	40年7月5日	同	41年1月17日
	同 41年4月1日	同	41年9月22日	同	42年4月1日
	同 42年10月1日	同	42年11月30日	同	43年4月9日
	同 43年9月25日	同	44年4月4日	同	44年8月19日
	同 45年4月1日	同	45年8月17日	同	46年4月15日
	同 46年9月4日	同	47年4月1日	同	47年8月25日
	同 47年12月22日	同	48年2月15日	同	48年5月15日
	同 48年10月1日	同	49年1月10日	同	49年4月1日
	同 49年7月11日	同	49年12月25日	同	50年2月24日
	同 50年4月10日	同	50年12月20日	同	51年3月29日
	同 51年6月18日	同	51年7月23日	同	51年8月27日
	同 52年2月1日	同	52年3月31日	同	52年8月5日
	同 53年3月1日	同	53年3月31日	同	53年6月22日
	同 53年8月11日	同	54年1月16日	同	54年3月31日
	同 54年8月22日	同	54年11月30日	同	55年1月26日
	同 55年6月17日	同	56年3月28日	同	57年3月20日
	同 57年8月7日	同	57年9月30日	同	59年3月31日
	同 59年4月1日	同	59年7月31日	同	59年9月29日
	同 59年11月30日	同	60年2月14日	同	60年4月5日
	同 61年3月31日	同	61年5月22日	同	63年3月31日
	平成元年3月31日	同	元年11月27日	同	2年3月26日
	同 3年4月1日	同	4年3月31日	同	5年3月31日
	同 6年9月30日	同	7年3月31日	同	8年1月29日
	同 10年3月31日	同	11年3月31日	同	12年3月31日
	同 12年3月31日	同	13年1月5日	同	13年3月30日
	同 13年10月12日	同	14年4月12日	同	14年11月13日
	同 15年3月31日	同	16年3月31日	同	16年7月9日
	同 17年4月1日	同	18年1月27日	同	18年3月31日
	同 18年7月5日	同	19年2月8日	同	19年3月30日
	同 20年3月31日	同	21年3月31日	同	22年3月31日
	同 23年3月31日	同	24年3月30日	同	25年3月29日
	同 26年3月31日	同	27年3月31日	同	27年9月30日
	同 28年3月29日	同	28年6月29日	同	29年3月29日
	同 30年3月27日	同	31年3月28日	同	令和2年3月27日
	同 3年3月25日	同	4年3月29日	同	5年3月28日
	同 6年3月26日	同	6年6月27日	同	7年3月28日
	同 8年3月25日				

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）により設立し、公立学校共済組合（以下「組合」という。）という。

(目的)

第2条 組合は、組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行ない、もって組合員及びそ

の遺族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区神田駿河台2丁目9番5に置く。

2 組合は、従たる事務所（以下「支部」という。）を都道府県教育委員会に置き、その名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

3 組合は、本部及び支部の所轄機関として所属所を置き、本部の所属所の名称及び所在地は別表第2のとおりとし、支部の所属所の名称及び所在地は別表第3のとおりとする。

4 組合は、前項の所属所のほか、支部に、公立学校共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより所属所を置く。

(公告の方法)

第4条 組合の公告のうち定款、役員就退職及び決算に関するものは、官報に掲載して行い、その他のものは、掲示等の方法により行う。

第2章 役員、支部長、所属所長及び職員

(役員)

第5条 組合に、役員として理事長1人、理事9人以内及び監事3人を置く。

2 前項の役員のうち、理事長、理事3人以内及び監事1人は常勤とし、その他の役員は非常勤とする。

3 組合の理事長代理1人を置き、常勤の理事のうちから理事長が指定する者をもってこれに充てる。

(役員職務)

第6条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。

2 理事長代理は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

4 監事は、組合の業務を監査する。

(役員任命及び任期)

第7条 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、理事長が、文部科学大臣の認可を受けて任命する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第8条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の1に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けるものとする。

(役員兼業禁止)

第9条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

ただし、非常勤の役員については、当該役員を任命した者の承認があった場合は、この限りでない。

(理事長の代表権の制限)

第10条 組合と理事長（理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときにおける理事長代理を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

(支部長及び所属所長)

第11条 支部に支部長を置き、都道府県教育委員会の教育長の職にある者をもってこれに充てる。

- 2 支部長は、理事長の命を受け、都道府県教育委員会の総括の下に、支部の事務をつかさどる。
- 3 所属所に所属所長を置き、運営規則で定める者をもって充てられるもののほか、理事長がこれを任命する。
- 4 所属所長は、理事長又は支部長の命を受け、所属所の事務をつかさどる。
- 5 支部及び所属所の所掌する事務の範囲その他権限の委任に関しては、運営規則で定める。

(職員の任命)

第12条 組合の職員は、理事長が任命する。ただし、前条第5項の規定による権限の委任が行われたものについては、この限りでない。

(職制等)

第13条 この定款に定めるもののほか、組合の職制並びに職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。ただし、第11条第5項の規定による権限の委任が行われたものについては、この限りでない。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第14条 組合に、法第6条に規定する運営審議会として、公立学校共済組合運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

- 2 運営審議会は、委員16人で組織する。
- 3 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 運営規則の作成及び変更
 - (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - (4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 4 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(委員)

第15条 運営審議会の委員は、組合員で組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから文部科学大臣が命ずる。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第17条 運営審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を行なう。

(会議)

第18条 運営審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事長の請求又は委員5人以上の請求があったときは、運営審議会を招集しなければならない。
- 3 運営審議会は、第15条後段に規定する委員及びそれ以外の委員（次項に規定する代理者を含む。）がそれぞれ5人以上出席（ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法その他会長が指定する方法による出席を含む。以下この条において同じ。）しなければ議事を開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ないときは、組合員のうちから指定する代理者を出席させることができる。
- 5 運営審議会の議事は、出席委員（前項に規定する代理者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会長は、運営審議会を招集するに際して、委員の出席が著しく困難であり、かつ、緊急を要すると認めるときは、出席に代えて、第14条第3項に掲げる事項につき、書面又は電磁的記録による意思表示を求めることができる。
- 7 前項の意思表示がなされた場合における第3項及び第5項の規定の適用については、当該委員は運営審議会に出席したものとみなす。この場合において、会長は、当該委員の意見が共有されるよう配慮しなければならない。

(幹事及び書記)

第19条 運営審議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、組合の事務に従事する者のうちから理事長が任命する。
- 3 幹事は、会長の指揮を受けて運営審議会の庶務を行なう。
- 4 書記は、幹事の指揮を受けて運営審議会の庶務に従事する。

(支部運営審議会)

第20条 支部に支部運営審議会を置く。

- 2 支部運営審議会は、支部の所掌する事務に関する重要事項を審議するものとし、その所掌事務、組織、運営その他の事項については、運営規則で定める。

第4章 組合員

(組合員の範囲)

第21条 組合は、次の各号に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 公立学校の職員（法第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下この号において同じ。）並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員
- (2) 法第140条の規定により組合員とされた者
- (3) 法第141条に規定する組合役職員に該当するもの

- (4) 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員に該当するもの
- (5) 法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に該当するもの
- (6) 第1号又は前3号に掲げる者であったもののうち法第144条の2第1項の規定により組合員とみなされたもの

(組合員の種別)

第22条 組合員は、一般組合員、短期組合員、船員一般組合員、船員短期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第7項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員（第5項に規定する船員短期組合員を除く。）とする。
- 4 船員一般組合員は、船員保険の被保険者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第1項の規定による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）である組合員（次項に規定する船員短期組合員を除く。）とする。
- 5 船員短期組合員は、船員保険の被保険者であり、かつ、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。
- 6 継続長期組合員は、法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とする。
- 7 任意継続組合員は、法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員とする。

第5章 給付

(短期給付)

第23条 組合は、組合員及びその遺族に対し、法第53条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から第10号の5までに規定する給付は、行わない。

- 2 法第2条第1項に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員に対しては、前項の規定にかかわらず、法第53条第1項第10号の2から第10号の5までに規定する給付のみを行う。

(長期給付等)

第24条 組合は、組合員及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第29条に規定する脱退一時金の給付を行う。

(船員一般組合員等の短期給付の特例)

第25条 船員一般組合員及び船員短期組合員並びにその遺族に対する短期給付については、第23条の規定にかかわらず、法第136条及び第137条に定めるところによる。

(附加給付)

第26条 組合は、法第54条の規定により、次の各号に掲げる短期給付を行う。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金

- (6) 家族埋葬料附加金
- (7) 傷病手当金附加金
(家族療養費附加金)

- 第26条の2** 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第76条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額。第3項において「組合員負担額」という。）が1件につき2万5千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第9条第1項第2号若しくは第3号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額（以下この項及び次項において「合算組合員負担額」という。）が5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち2万5千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が2万5千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）未満の場合にあつては、合算組合員負担額から家族特定合算対象額に2万5千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）を加えた額（当該額が5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を超えるときは、5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 3 前2項に規定する家族療養費附加金に係る療養に要する費用につき、法令（条例を含む。）の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額（同項の規定の適用がないとしたならば、国又は地方公共団体が負担すべきこととなる額があるときは、当該負担すべきこととなる額を含む。

以下この項において同じ。)がある場合において家族療養費附加金の額が組合員負担額又は合算組合員負担額から当該国又は地方公共団体が負担すべき額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額をもって家族療養費附加金の額とする。

(家族訪問看護療養費附加金)

第26条の3 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第78条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額。次項において「訪問看護に係る組合員負担額」という。）が1件につき2万5千円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項に規定する家族訪問看護療養費附加金に係る指定訪問看護に要する費用につき、法令（条例を含む。）の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額（同項の規定の適用がないとしたならば、国又は地方公共団体が負担すべきこととなる額があるときは、当該負担すべきこととなる額を含む。以下この項において同じ。）がある場合において家族訪問看護療養費附加金の額が訪問看護に係る組合員負担額から当該国又は地方公共団体が負担すべき額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額をもって家族訪問看護療養費附加金の額とする。

(出産費附加金)

第26条の4 法第63条第1項の規定により出産費を支給するときは、5万円を出産費附加金として支給する。

(家族出産費附加金)

第26条の5 法第63条第3項の規定により家族出産費を支給するときは、5万円を家族出産費附加金として支給する。

(埋葬料附加金)

第26条の6 法第65条第1項の規定により埋葬料を支給するときは、2万5千円を埋葬料附加金として支給する。

2 法第65条第2項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第1項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が2万5千円を超えるときは、これを2万5千円とする。

(家族埋葬料附加金)

第26条の7 法第65条第3項の規定により家族埋葬料を支給するときは、2万5千円を家族埋葬料附加金として支給する。

(傷病手当金附加金)

第26条の8 法第68条第1項の規定により傷病手当金が支給される場合において、同条第4項の支給期間が満了した日の翌日(同日において報酬(法第2条第1項第5号に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。))を受けている場合にあつては、その報酬の日額が傷病手当金附加金の額を下ることとなつた日)以後6月間の範囲内において、なお療養のため引き続き勤務に服することができないときは、1日につき、法第68条第2項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。

2 傷病手当金の支給に係る傷病と同一の傷病(以下この項において「同一傷病」という。)について厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは障害手当金の支給を受けることができるとき、法第69条第1項の規定により出産手当金の支給を受けることができるとき又は傷病手当金附加金の支給期間に係る報酬の全部若しくは一部を受けるときは、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときの傷病手当金附加金の額は、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 同一傷病について障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるとき 法第68条第6項ただし書又は第7項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額
- (2) 出産手当金の支給を受けることができるとき 法第68条第10項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額
- (3) 傷病手当金附加金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受けるとき(前2号のいずれかに該当するときを除く。) 法第71条第1項の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額

第6章 福祉事業

(福祉事業)

第27条 組合は、法第112条第1項の規定により、次の各号に掲げる福祉事業を行う。

(1) 組合員及びその被扶養者(以下この号において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次条に規定するものを除く。)

- (1)の2 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (2) 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- (3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (4) 前各号に規定するもののほか組合員の福祉の増進に資するための事業で組合の事業計画で定めるもの

(特定健康診査及び特定保健指導)

第27条の2 組合は、法第112条の2の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行う。

第7章 掛金及び地方公共団体等の負担金

(掛金額及び地方公共団体等の負担金額)

第28条 法第113条第2項第1号、第2号、第2号の2及び第4号に規定する掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額(法第43条第1項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。)及び標準期末手当等の額(法第44条に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。)にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て分		短期分	介護分	子ども・子育て分	
一般組合員 短期組合員	1,000分の 46.60	1,000分の 7.88	1,000分の 1.15	1,000分の 1.41	1,000分の 46.60	1,000分の 7.88	1,000分の 1.15	1,000分の 1.41
船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の 44.92	1,000分の 7.88	1,000分の 1.15	1,000分の 1.41	1,000分の 48.28	1,000分の 7.88	1,000分の 1.15	1,000分の 1.41

2 法第2条第1項に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員に係る掛金及び負担金の額は、前項の規定にかかわらず、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合	
	短期給付	福祉事業	短期給付	福祉事業
一般組合員 短期組合員 船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の 3.53	1,000分の 1.41	1,000分の 3.53	1,000分の 1.41

(任意継続掛金)

第28条の2 任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護保険法（平成9年法律第123号）第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の3第1項に規定する納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.20を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の15.76を乗じて得た額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の2.30を乗じて得た額とする。

(特定保険料率に相当する財源率)

第28条の3 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定められた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

第8章 審査会

(審査会)

第29条 組合に、法第118条第1項に規定する地方公務員共済組合審査会として、公立学校共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる人数を理事長が委嘱する。

- (1) 組合員を代表する者 2人
- (2) 地方公共団体を代表する者 2人

(3) 公益を代表する者 2人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の職務)

第30条 審査会は、法第117条第1項の規定により審査請求をされた事項について議決する。

第9章 財務

(会計単位)

第31条 組合の会計単位は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。次条及び第33条において「施行規程」という。）第5条に規定する本部会計、支部会計、別表第2に掲げる所属所及び別表第3に掲げる所属所（運営規則で定める所属所を除く。）に設ける所属所会計とする。

(経理単位)

第32条 組合の経理単位は、施行規程第6条第1項各号に掲げる短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、保健経理、医療経理、宿泊経理、住宅経理及び貸付経理とする。

(資金の繰入れ)

第33条 令和8年度における施行規程第7条第1項に規定する短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限度に係る定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 短期経理 1,920円

(2) 厚生年金保険経理 1,573円

(3) 退職等年金経理 1,541円

第10章 監査

(監査員)

第34条 本部及び支部に監査員若干人を置く。

2 本部に置く監査員は理事長が、支部に置く監査員は当該支部の支部長が、それぞれ任命する。

(監査事項)

第35条 監査員は、組合の給付の決定又は裁定及び支払、施設の運営、現金及び物品の保管、財産の管理その他業務一般について監査する。ただし、支部に置く監査員は、これらの事項のうち当該支部長の所掌に属するものについて監査する。

第11章 雑則

(運営規則)

第36条 この定款で定めるもののほか、組合の業務を行なうため必要な事項は、運営規則で定める。

(定款の変更)

第37条 この定款の変更（施行令第8条各号に掲げる事項に係るものを除く。）をしようとするときは、文部科学大臣の認可を受けるものとする。

附 則

1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。

2 組合は、第28条に規定する負担金の払込みを受けるほか、当分の間、地方公共団体及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第96条第3項に規定する法人から、同条に規定する追加費用の払込みを受けるものとする。

- 3 昭和37年度における地方公務員共済組合法施行規程第7条第1項の規定により長期経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限定について定款で定める金額は、第33条の規定にかかわらず、70円とする。
- 4 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第15条中「組合員で」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（運営審議会の委員であった者に限る。）で」として、同条の規定を適用する。
- 5 前項の規定により読み替えて適用する第15条の規定により任命される運営審議会の委員の任期が満了するまでの間における第18条第4項の規定の適用については、同項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（運営審議会の委員であった者に限る。）」とする。
- 6 学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の同法第7条に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）附則第3項の政令で定める者に対するこの定款の規定の適用については、第21条第1号中「公立学校」とあるのは、「学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設」とする。
- 7 組合は、法第54条及び施行令第23条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第181号）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に任意継続組合員であり、かつ、法第68条に規定する傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）の支給を受けている者が、施行日以後、当該傷病手当金に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）により傷病手当金の支給を受けることとなるときは、その受ける間（任意継続組合員となった日から起算して1年を経過する日までの間に限る。）1日につき当該傷病手当金の額と当該傷病手当金についてその者の退職時の給料（施行令第40条第9号に規定する退職時の給料をいう。以下同じ。）を基礎として算定した場合との差額に相当する額を第26条の8に規定する傷病手当金附加金（以下「傷病手当金附加金」という。）として支給する。ただし、その額がないときは、この限りでない。
- 8 施行日の前日において現に任意継続組合員であり、かつ、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている者が、施行日以後、当該傷病手当金又は傷病手当金附加金に係る同一の傷病により傷病手当金附加金の支給を受けることとなるときは、当該傷病手当金附加金の額は、第26条の8の規定にかかわらず、その者が任意継続組合員となった日から1年を経過する日（当該傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6月を経過する場合には、その経過する日）までの間に限り、施行日の前日にその者が支給を受けた傷病手当金の額又は傷病手当金附加金の額の算定の基礎となった退職時の給料を基礎として算定した額とする。
- 9 組合は、法附則第17条の規定に基づき、一部負担金の額等の払戻しを行う。
- 10 一部負担金の額等の払戻しは、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 11 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額の

みを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金の額等の払戻しは、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）を加えた額（当該額が5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円）を超えるときは、5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円））を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

12 第26条の2第3項及び第26条の3第2項の規定は、一部負担金の額等の払戻しについて準用する。

13 組合は、国民年金法（昭和34年法律第141号）附則第9条の4の規定に基づく基礎年金の支払に関する事務を行う。

14 前項の規定により組合が基礎年金の支払に関する事務を行う間における第32条の規定の適用については、同条中「退職等年金経理」とあるのは、「退職等年金経理、基礎年金支払経理」とする。

15 組合は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）を行う。

16 前項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における第33条の規定の適用については、同条中「(3) 退職等年金経理 1,541円」

とあるのは、
「(3) 退職等年金経理 1,541円
(4) 経過的長期経理 161円」とする。

17 附則第15項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における附則第14項の規定の適用については、同項中「基礎年金支払経理」とあるのは、「経過的長期経理、基礎年金支払経理」とする。

18 平成28年7月1日から平成29年3月31日までの間に退職した者（組合員期間が15年以上であり、かつ、55歳となった日以後初めて退職した者に限る。）の任意継続掛金に係る施行令第46条の2第2号（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第180号）附則第8条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する組合の定款で定めた額は、施行令第46条の2第1号に掲げる額からその額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を控除した額（その額が同条第2号の規定による平均額を超えるときは、当該平均額）とする。

附 則（昭和38年5月17日）

この改正は、昭和38年5月17日から実施する。ただし、第26条の表の改正及び別表第2の改正は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年10月21日）

この改正は、昭和38年11月1日から実施する。

附 則（昭和39年3月12日）

この改正は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則（昭和39年10月1日）

この改正は、昭和39年10月1日から実施する。

附 則（昭和40年7月5日）

この改正は、昭和40年6月1日から適用する。

附 則（昭和41年1月17日）

この改正は、昭和41年1月17日から実施し、昭和40年度以降における長期経理から業務経理に繰り入れる資金について適用する。

附 則（昭和41年4月1日）

この改正は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則（昭和41年9月22日）

- 1 この改正は、昭和41年10月1日から実施する。ただし、第28条後段の改正は、同年4月1日から適用する。
- 2 組合は、当分の間、第26条の規定により各月ごとに計算した家族療養費附加金の額が、同条の表中

法第59条又は船員保険法第31条ノ2（第2項を除く。）の規定により家族療養費を支給するとき	家族療養費の額の100分の40に相当する金額。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受けるときは、その額と家族療養費の額の合算額を療養に要する費用から控除して得た額をこえることができない。
被扶養者が療養のため病院又は診療所に収容された場合において、法第59条又は船員保険法第31条ノ2（第2項を除く。）の規定により家族療養費を支給するとき とあるのを	病院又は診療所に収容された期間1日につき100円。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受けるときは、その額と家族療養費の額の合算額を療

養に要する費用から控除して得た額をこえることができない。

読み替えて同条の規定を適用して各月ごとに計算した額より少ないこととなるときは、その額を家族療養費附加金として支給することができる。

附 則（昭和42年4月1日）

この改正は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則（昭和42年10月1日）

この改正は、昭和42年10月1日から実施する。

附 則（昭和42年11月30日）

この改正は、昭和42年12月1日から実施する。

附 則（昭和43年4月9日）

- 1 この改正は、昭和43年5月1日から実施する。ただし、別表第3を加える改正中公立学校共済組合大分支部の項の改正は昭和43年6月1日から、公立学校共済組合宮城支部の項から公立学校共済組合滋賀支部の項までの改正は同年8月1日から実施する。
- 2 第33条の改正は、昭和43年度以降における長期経理から業務経理に繰り入れる資金について適用する。

附 則（昭和43年9月25日）

この改正は、昭和43年10月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合岩手支部の項、公立学校共済組合東京支部の項及び公立学校共済組合広島支部の項を加える改正は昭和43年11月1日から、公立学校共済組合千葉支部の項、公立学校共済組合新潟支部の項及び公立学校共済組合長崎支部の項を加える改正は同年12月1日から、公立学校共済組合山口支部の項及び公立学校共済組合香川支部の項を加える改正は昭和44年2月1日から実施する。

附 則（昭和44年4月4日）

この改正は、昭和44年5月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合大阪支部の項を加える改正は昭和44年8月1日から、公立学校共済組合島根支部の項を加える改正は同年9月1日から実施する。

附 則（昭和44年8月19日）

この改正は、昭和44年11月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合鳥取支部の項を加える改正は昭和44年12月1日から、公立学校共済組合東京支部の項を改める改正は昭和45年2月1日から、公立学校共済組合和歌山支部の項を加える改正は同年3月1日から実施する。

附 則（昭和45年4月1日）

- 1 この改正は、昭和45年4月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合福岡支部の項を加える改正は昭和45年5月1日から、公立学校共済組合岩手支部の項を改める改正は同年6月1日から、公立学校共済組合大阪支部の項を改める改正は同年7月1日から実施する。
- 2 第26条の表中傷病手当金附加金及び結婚手当金の項の改正は、昭和45年4月1日以後の給付事由にかかるものについて適用する。この場合において、同日前に法第68条第1項の規定による傷病手当金の支給期間が満了している者に対して支給する傷病手当金附加金の支給開始日は、

昭和45年4月1日とし、改正後の第26条の規定を適用する。

3 第33条の改正は、昭和45年度以降における長期経理から業務経理に繰り入れる資金について適用する。

附 則（昭和45年8月17日）

この改正は、昭和45年10月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合青森支部の項を加える改正は、昭和45年11月1日から実施する。

附 則（昭和46年4月15日）

この改正は、昭和46年5月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合兵庫支部の項を加える改正は、昭和46年7月1日から実施する。

附 則（昭和46年9月4日）

この改正は、昭和46年10月1日から実施する。

附 則（昭和47年4月1日）

この改正は、昭和47年4月1日から実施する。ただし、別表第1の改正は、昭和47年5月15日から実施する。

附 則（昭和47年8月25日）

この改正は、昭和47年11月1日から実施する。

附 則（昭和47年12月22日）

この改正は、昭和48年1月1日から実施する。

附 則（昭和48年2月15日）

この改正は、昭和48年3月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合岐阜支部の項を加える改正は、昭和48年5月1日から実施する。

附 則（昭和48年5月15日）

1 この改正は、昭和48年5月15日から実施する。ただし、別表第3の改正は、昭和48年8月1日から実施する。

2 第28条の改正は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年10月1日）

この改正は、昭和48年10月1日から実施する。ただし、別表第3の改正は、昭和49年3月1日から実施する。

附 則（昭和49年1月10日）

この改正は、昭和49年1月10日から実施する。

附 則（昭和49年4月1日）

この改正は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則（昭和49年7月11日）

この改正は、昭和49年7月11日から実施し、同年6月25日から適用する。ただし、附則に3項を加える改正中第7項を加える改正は、昭和49年6月22日から適用する。

附 則（昭和49年12月25日）

1 この改正は、昭和50年1月1日から実施する。

2 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、昭和50年1月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年2月24日）

- 1 この改正は、昭和50年3月1日から実施する。ただし、第26条第1項の表の改正中入院附加金の項を加える改正は、昭和50年4月1日から実施する。
- 2 第26条第1項の表の改正中入院附加金の項を加える改正は、昭和50年4月1日前に療養のため入院した者についても、同日以後引き続き5日以上入院した場合の同年4月1日以後の入院について適用する。

附 則（昭和50年4月10日）

この改正は、昭和50年6月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合富山支部の項を改める改正は昭和50年7月1日から、公立学校共済組合群馬支部の項を改める改正は同年8月1日から実施する。

附 則（昭和50年12月20日）

この改正は、昭和51年3月1日から実施する。

附 則（昭和51年3月29日）

この改正は、昭和51年7月1日から実施する。

附 則（昭和51年6月18日）

この改正は、昭和51年6月18日から実施する。

附 則（昭和51年7月23日）

- 1 この改正は、昭和51年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第28条の2の規定は、昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年8月27日）

- 1 この改正は、昭和51年9月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合愛知支部の項を改める改正は、昭和51年10月1日から実施する。
- 2 附則に2項を加える改正は、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年2月1日）

この改正は、昭和52年3月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合沖縄支部の項を加える改正は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則（昭和52年3月31日）

この改正は、昭和52年7月1日から実施する。

附 則（昭和52年8月5日）

- 1 この改正は、昭和52年8月1日から適用する。
- 2 改正後の第26条の規定は、昭和52年8月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月1日）

この改正は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則（昭和53年3月31日）

- 1 この改正は、昭和53年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、昭和53年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年6月22日）

この改正は、昭和53年6月22日から実施する。

附 則（昭和53年8月11日）

この変更は、昭和53年9月1日から実施する。

附 則（昭和54年1月16日）

この変更は、昭和54年1月16日から実施する。

附 則（昭和54年3月31日）

この変更は、昭和54年4月1日から実施する。ただし、別表第3の改正中公立学校共済組合福島支部の項、公立学校共済組合東京支部の項及び公立学校共済組合愛媛支部の項を改める改正は、昭和54年6月1日から実施する。

附 則（昭和54年8月22日）

この変更は、昭和54年11月1日から実施する。

附 則（昭和54年11月30日）

改正 昭和55年1月26日

- 1 この変更は、昭和54年12月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和54年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年1月26日）

- 1 この変更は、昭和55年1月1日から適用する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和55年1月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 公立学校共済組合定款の一部変更（昭和54年11月30日）の一部を次のように改正する。

附則第3項から附則第5項までを削る。

附 則（昭和55年6月17日）

この変更は、昭和55年6月17日から実施する。

附 則（昭和56年3月28日）

- 1 この変更は、昭和56年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、第26条第1項の表中家族療養費附加金の項を改める改正は昭和56年3月1日から適用し、別表第3の改正中公立学校共済組合石川支部の項を加える改正は同年7月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項中傷病手当金附加金に係る規定は、実施日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについて適用し、同日前に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月20日）

この変更は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則（昭和57年8月7日）

この変更は、昭和57年8月7日から実施する。

附 則（昭和57年9月30日）

- 1 この変更は、昭和57年10月1日から実施する。
- 2 公立学校共済組合定款の一部変更（昭和56年3月28日）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「廃疾年金又は廃疾一時金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

附 則（昭和59年3月31日）

- 1 この変更は、昭和59年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 実施日の前日に役員であった者で、実施日以後引き続き役員であるものについては、改正後の第24条の規定にかかわらず、その者が引き続き当該役員である間は、長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

附 則（昭和59年4月1日）

この変更は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則（昭和59年7月31日）

この変更は、昭和59年8月1日から実施する。

附 則（昭和59年9月29日）

- 1 この変更は、昭和59年10月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項の規定は、実施日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第10項から第13項までの規定は、実施日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則（昭和59年11月30日）

- 1 この変更は、昭和59年12月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和59年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年2月14日）

この変更は、昭和60年3月31日から実施する。

附 則（昭和60年4月5日）

- 1 この変更は、昭和60年5月1日から実施する。ただし、別表第3の改正、昭和60年7月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、昭和60年5月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日）

- 1 この変更は、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条及び附則第14項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年5月22日）

- 1 この変更は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 改正後の附則第14項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月31日）

この変更は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成元年3月31日）

- 1 この変更は、平成元年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成元年4月分以後の掛金及び負担

金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年11月27日）

- 1 この変更は、平成元年12月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条、第28条の3及び附則第14項の規定は、平成元年12月分以後の掛金及び負担金並びに特例継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに特例継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月26日）

この変更は、平成2年4月1日から実施する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 この変更は、平成3年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日）

- 1 この変更は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 平成4年4月から平成6年3月までの月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金（次項において「掛金等」という。）について、改正後の次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第28条	1,000分の42	1,000分の40.5
	1,000分の33	1,000分の31.5
	1,000分の63	1,000分の61.5
第28条の2	1,000分の84	1,000分の81
附則第14項	1,000分の33.6	1,000分の32.4

- 3 前項の規定により読み替えられた改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成4年4月分以後の掛金等について適用し、同月分前の掛金等については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日）

- 1 この変更は、平成5年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項の規定は、実施日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日）

- 1 この変更は、平成6年10月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条並びに附則第11項及び第12項の規定は、平成6年10月1日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日）

- 1 この変更は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条の規定は、平成7年4月1日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成8年1月29日）

この変更は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成10年3月31日）

- 1 この変更は、平成10年4月1日から実施する。ただし、第26条第1項、附則第11項及び第12項を改める改正は、平成10年7月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項並びに附則第11項及び第12項の規定は、平成10年7月1日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条の規定は、平成10年度分以降の資金の繰入れについて適用する。

附 則（平成11年3月31日）

この変更は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成12年3月31日）

- 1 この変更は、平成12年4月1日（次項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項及び附則第12項の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、平成12年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日）

- 1 この変更は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第23条の改正規定は、平成12年3月31日から実施し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年1月5日）

この変更は平成13年1月6日から実施する。ただし、第3条第1項の改正は、平成13年1月9日から実施する。

附 則（平成13年3月30日）

- 1 この変更は、平成13年4月1日（次項において「実施日」という。）から実施する。ただし、別表第1の改正及び別表第3の改正中公立学校共済組合埼玉支部の項を改める改正は、平成13年5月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月12日）

- 1 この変更は、平成14年2月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金に係る規定に限る。）、附則第11項及び附則第12項の規定（以下「改正規定」という。）は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 実施日以後平成15年1月31日までの間に給付事由が生じたものに改正規定を適用する場合には、改正規定中「2万円」とあるのは「1万円」と、「4万円」とあるのは「2万円」と読み替え、平成15年2月1日以後平成16年1月31日までの間に給付事由が生じたものに改正規

定を適用する場合においては、改正規定中「2万円」とあるのは「1万5千円」と、「4万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年4月12日）

- 1 この変更は、平成14年4月1日から適用する。ただし、附則第13項を改める改正は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年11月13日）

- 1 この変更は、平成14年11月13日から実施し、平成14年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第26条第1項（家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び家族出産費附加金に係る規定に限る。）及び附則第11項の規定は、適用日以後に給付事由が生じたものについて適用し、適用日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日）

- 1 この変更は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日）

- 1 この変更は、平成16年4月1日から実施する。ただし、別表第3 公立学校共済組合福井支部の項を改める改正は、平成16年3月1日から適用する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月9日）

この変更は、平成16年12月1日から実施する。

附 則（平成17年4月1日）

この変更は、平成17年4月1日から実施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から実施する。

- (1) 別表第3 中公立学校共済組合静岡支部の項を削る改正規定 平成17年10月1日
- (2) 別表第3 中公立学校共済組合山梨支部の項を削る改正規定 平成17年12月1日

附 則（平成18年1月27日）

この変更は次の各号に掲げる日から実施又は適用する。

- (1) 別表第3 中公立学校共済組合群馬支部の項を変更する改正規定 平成17年10月1日
- (2) 別表第3 中公立学校共済組合栃木支部の項を変更する改正規定 平成18年3月20日
- (3) 別表第3 中公立学校共済組合宮城支部の項を変更する改正規定 平成18年3月31日

附 則（平成18年3月31日）

この変更は、平成18年4月1日から実施する。ただし、別表第3の改正は、平成18年7月1日から実施する。

附 則（平成18年7月5日）

- 1 この変更は、平成18年10月1日から実施する。ただし、傷病手当金附加金の項を改める改正は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第26条第1項（出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金に係る規定に限る。）の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条第1項（傷病手当金附加金に係る規定に限る。）の規定は、平成19年4月1日（以下「実施日」という。）以後に給付事由が生じたもの及び実施日の前日において変更前の同項の規定により傷病手当金附加金の支給を受けているものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものの実施日前の期間に係る傷病手当金附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月8日）

- 1 この変更は、平成19年1月31日から実施し、平成18年10月1日から適用する。ただし、第23条及び別表第3の改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日）

- 1 この変更は、平成19年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 第26条第1項（傷病手当金附加金に係る規定に限る。）の規定は、実施日前に給付事由が生じた者のうち、給付事由が生じた日後に任意継続組合員となった者に係る実施日以後の期間に係る傷病手当金附加金の支給については、組合員とみなして同項の規定を適用する。
- 3 第26条第1項（傷病手当金附加金に係る規定に限る。）の規定にかかわらず、実施日前に給付事由が生じたものうち、給付事由が生じた日において任意継続組合員である者に係る実施日以後の期間に係る傷病手当金附加金の支給については、1日につき給料日額の100分の80に相当する金額を支給する。

附 則（平成20年3月31日）

この変更は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成21年3月31日）

- 1 この変更は、平成21年4月1日から実施する。ただし、第26条第1項（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金に係る規定に限る。）を改める改正は、平成18年10月1日から適用し、第23条を改める改正は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から実施する。ただし、第22条第3項及び第26条第1項（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金に係る規定に限る。）並びに附則第11項を改める改正は、平成22年1月1日から適用する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条の2、第26条の3、附則第11項及び第12項の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、同日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 3 実施日から平成26年1月31日までの間の診療について、改正後の第26条の2第1項及び第2項、第26条の3第1項並びに附則第11項及び第12項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第26条の2第1項	2万5千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第9条第1項第2号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万円
第26条の2第2項	、施行令	、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）
	除く。）又は船員保険法施行令	除く。）又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）
	5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）	4万円
	2万5千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万円
第26条の3第1項	2万5千円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万円
附則第11項	2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）	2万円
附則第12項	5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円）	4万円
	2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）	2万円

- 4 平成26年2月1日から平成27年3月31日までの間の診療について、改正後の第26条の2第1項及び第2項、第26条の3第1項並びに附則第11項及び第12項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第26条の2第1項	2万5千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第9条第1項第2号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万5千円
第26条の2第2項	、施行令	、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）
	除く。）又は船員保険法施行令	除く。）又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）
	5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）	5万円
	2万5千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万5千円
第26条の3第1項	2万5千円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、5万円）	2万5千円
附則第11項	2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）	2万5千円
附則第12項	5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円）	5万円
	2万5千円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）	2万5千円

- 5 実施日前に改正前の第26条第1項（災害見舞金附加金及び入院附加金に係る規定に限る。）に規定する給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 6 実施日から平成27年3月31日までの間に改正前の第26条第1項（結婚手当金に係る規定に限る。以下この項において同じ。）に規定する給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に給付事由が生じたものについては、同項中「8万円」とあるのは「4万円」と読み替えるものとする。
- 7 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日）

- この変更は、平成26年4月1日から実施する。ただし、附則第5項の改正規定は同年7月1日から、附則第3項の規定は平成27年10月1日から実施する。
- 平成27年9月30日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）

第1条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第76条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為を行うため、当該準備行為に関する取引を經理するための經理単位として退職等年金給付準備業務經理を設ける。

- 3 前項に規定する退職等年金給付準備業務經理に係る権利及び義務は、平成27年10月1日において業務經理が承継する。

附 則（平成27年3月31日）

- 1 この変更は、平成27年4月1日から実施する。ただし、第32条及び附則第16項の改正並びに附則第16項の次に1項を加える改正は、同年10月1日から実施する。
- 2 改正前の長期經理に係る権利及び義務は、平成27年10月1日において厚生年金保険經理又は経過長期經理が承継する。
- 3 改正後の第28条、第28条の2及び附則第14項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 4 公立学校共済組法定款の一部変更（平成26年3月31日）の一部を次のように改正する。
第32条中「業務經理」の下に「退職等年金給付業務經理」を加える改正規定を削る。
附則第1項中「第32条の改正規定及び」を削る。
附則第3項中「退職等年金給付業務經理」を「業務經理」に改める。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この変更は、平成27年10月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の第26条の8の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。ただし、実施日以後に給付事由が生じた際に、同一の傷病について実施日前に給付事由が生じた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第4条第6号に規定する改正前の法（以下「改正前の法」という。）による障害共済年金又は障害一時金を受けている者については、同条中「障害厚生年金」とあるのは「改正前の法による障害共済年金」と、「障害手当金」とあるのは「改正前の法による障害一時金」とする。
- 3 改正前の法による職域加算額の受給権を有する者については、第26条の8第1項中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前の法及び平成24年一元化法による改正前のその他の法律の規定による旧職域加算障害給付をいう」とする。
- 4 改正後の第28条の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第28条の2の規定は、平成27年10月分以後の任意継続掛金について適用し、同月分前の任意継続掛金については、なお従前の例による。ただし、実施日前に退職した者の平成27年10月分から平成28年3月分までの任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第33条の規定にかかわらず、平成27年度における施行規程第7条第1項に規定する定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 短期經理 930円

- (2) 長期経理 547円
- (3) 厚生年金保険経理 497円
- (4) 退職等年金経理 588円
- (5) 経過的長期経理 50円

7 公立学校共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。

附則第16項の次に次の一項を加える改正規定中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間」を「経過的長期給付事業を行う間」に改める。

附 則（平成28年3月29日）

- 1 この変更は、平成28年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、別表第3中公立学校共済組合青森支部の項を削る改正規定は、平成28年7月1日から実施する。
- 2 第26条の8第1項中「標準報酬の日額（法第43条第1項に規定する標準報酬の日額をいう。）」を「報酬の日額」に改める改正規定は、平成27年10月1日から適用する。
- 3 改正後の第26条の8の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の第28条及び第28条の2の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月29日）

- 1 この変更は、平成28年6月30日から実施し、変更後の第28条の2並びに次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、附則に1項を加える変更規定は、同年7月1日から実施する。
- 2 平成27年9月30日以前に退職した者の平成29年4月分以後の任意継続掛金に係る公立学校共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日）による変更前の第28条の2の規定の適用については、同条第1項第1号中「1,000分の101.50」とあるのは「1,000分の86.20」と、同項第2号中「1,000分の113.74」とあるのは「1,000分の97.78」とする。
- 3 平成27年10月1日から平成28年6月30日までの間に退職した者の同年4月分以後の任意継続掛金に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第180号）附則第8条第1項又は第2項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2第1号に規定する組合の定款で定める割合は、100分の30とする。

附 則（平成29年3月29日）

- 1 この変更は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 公立学校共済組合定款の一部変更（平成28年6月29日）の一部を次のように変更する。
附則第2項中「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に、「1,000分の97.04」を「1,000分の97.78」に改める。
- 3 変更後の第28条及び第28条の2並びに前項の規定による変更後の公立学校共済組合定款の一部変更（平成28年6月29日）附則第2項の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 変更後の第28条及び第28条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日）

- 1 この変更は、平成31年4月1日から実施し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第26条の2第2項及び附則第11項中「加えた額」を「加えた額（当該額が5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を超えるときは、5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）」に改める変更後の第26条の2第2項及び附則第11項 平成25年4月1日
 - (2) 第26条の2第2項、第26条の3第1項及び附則第11項中「施行令第23条の3の3」を「施行令第23条の3の2」に改める変更後の第26条の2第2項、第26条の3第1項及び附則第11項 平成29年8月1日
- 2 変更後の第28条及び第28条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から実施し、変更後の附則第11項の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第28条及び第28条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から実施する。ただし、別表第3公立学校共済組合新潟支部の項を削る変更規定は、同年7月1日から実施する。
- 2 変更後の第28条及び第28条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日）

- 1 この変更は、令和4年4月1日から実施する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から実施し、第1条の規定による第28条の2中「第46条の2」を「第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める変更後の第28条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による変更後の第28条及び第28条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の第28条及び第28条の2の規定は、令和4年10月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日）

- 1 この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。ただし、別表第 3 公立学校共済組合京都支部の項を削る変更規定は同年 7 月 1 日から実施し、公立学校共済組合愛知支部の項中「公立学校共済組合蒲郡保養所」及び「愛知県蒲郡市」を削る変更規定は同年 8 月 1 日から実施する。
- 2 変更後の第 28 条及び第 28 条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日）

- 1 この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 変更後の第 28 条及び第 28 条の 2 の規定は、令和 6 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 6 月 27 日）

この変更は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日）

- 1 この変更は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 変更後の第 28 条及び第 28 条の 2 の規定は、令和 7 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日）

- 1 この変更は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 変更後の第 28 条及び第 28 条の 2 の規定は、令和 8 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

名 称	所 在 地
公立学校共済組合北海道支部	北海道札幌市
公立学校共済組合青森支部	青森県青森市
公立学校共済組合岩手支部	岩手県盛岡市
公立学校共済組合宮城支部	宮城県仙台市
公立学校共済組合秋田支部	秋田県秋田市
公立学校共済組合山形支部	山形県山形市
公立学校共済組合福島支部	福島県福島市
公立学校共済組合茨城支部	茨城県水戸市
公立学校共済組合栃木支部	栃木県宇都宮市
公立学校共済組合群馬支部	群馬県前橋市
公立学校共済組合埼玉支部	埼玉県さいたま市
公立学校共済組合千葉支部	千葉県千葉市
公立学校共済組合東京支部	東京都新宿区
公立学校共済組合神奈川支部	神奈川県横浜市
公立学校共済組合新潟支部	新潟県新潟市
公立学校共済組合富山支部	富山県富山市
公立学校共済組合石川支部	石川県金沢市

公立学校共済組合福井支部	福井県福井市
公立学校共済組合山梨支部	山梨県甲府市
公立学校共済組合長野支部	長野県長野市
公立学校共済組合岐阜支部	岐阜県岐阜市
公立学校共済組合静岡支部	静岡県静岡市
公立学校共済組合愛知支部	愛知県名古屋市
公立学校共済組合三重支部	三重県津市
公立学校共済組合滋賀支部	滋賀県大津市
公立学校共済組合京都支部	京都府京都市
公立学校共済組合大阪支部	大阪府大阪市
公立学校共済組合兵庫支部	兵庫県神戸市
公立学校共済組合奈良支部	奈良県奈良市
公立学校共済組合和歌山支部	和歌山県和歌山市
公立学校共済組合鳥取支部	鳥取県鳥取市
公立学校共済組合島根支部	島根県松江市
公立学校共済組合岡山支部	岡山県岡山市
公立学校共済組合広島支部	広島県広島市
公立学校共済組合山口支部	山口県山口市
公立学校共済組合徳島支部	徳島県徳島市
公立学校共済組合香川支部	香川県高松市
公立学校共済組合愛媛支部	愛媛県松山市
公立学校共済組合高知支部	高知県高知市
公立学校共済組合福岡支部	福岡県福岡市
公立学校共済組合佐賀支部	佐賀県佐賀市
公立学校共済組合長崎支部	長崎県長崎市
公立学校共済組合熊本支部	熊本県熊本市
公立学校共済組合大分支部	大分県大分市
公立学校共済組合宮崎支部	宮崎県宮崎市
公立学校共済組合鹿児島支部	鹿児島県鹿児島市
公立学校共済組合沖縄支部	沖縄県那覇市

別表第2（第3条、第31条関係）

名 称	所 在 地
公立学校共済組合東北中央病院	山形県山形市
公立学校共済組合関東中央病院	東京都世田谷区
公立学校共済組合北陸中央病院	富山県小矢部市
公立学校共済組合東海中央病院	岐阜県各務原市
公立学校共済組合病院統合準備センター	兵庫県伊丹市
公立学校共済組合中国中央病院	広島県福山市
公立学校共済組合四国中央病院	愛媛県四国中央市
公立学校共済組合九州中央病院	福岡県福岡市

別表第3（第3条、第31条関係）

所属所が置かれる支部名	名 称	所 在 地
公立学校共済組合北海道支部	公立学校共済組合札幌宿泊所	北海道札幌市

公立学校共済組合 岩手支部	公立学校共済組合盛岡宿泊所	岩手県盛岡市
公立学校共済組合 宮城支部	公立学校共済組合仙台宿泊所	宮城県仙台市
公立学校共済組合 福島支部	公立学校共済組合飯坂保養所	福島県福島市
公立学校共済組合 茨城支部	公立学校共済組合水戸宿泊所	茨城県水戸市
公立学校共済組合 埼玉支部	公立学校共済組合埼玉宿泊所	埼玉県さいたま市
公立学校共済組合 千葉支部	公立学校共済組合千葉宿泊所	千葉県千葉市
公立学校共済組合 富山支部	公立学校共済組合富山宿泊所	富山県富山市
公立学校共済組合 長野支部	公立学校共済組合長野宿泊所 公立学校共済組合浅間温泉保養所	長野県長野市 長野県松本市
公立学校共済組合 岐阜支部	公立学校共済組合岐阜宿泊所	岐阜県岐阜市
公立学校共済組合 愛知支部	公立学校共済組合名古屋宿泊所	愛知県名古屋市
公立学校共済組合 三重支部	公立学校共済組合津宿泊所	三重県津市
公立学校共済組合 大阪支部	公立学校共済組合大阪宿泊所 公立学校共済組合嵐山保養所	大阪府大阪市 京都府京都市
公立学校共済組合 兵庫支部	公立学校共済組合神戸宿泊所	兵庫県神戸市
公立学校共済組合 奈良支部	公立学校共済組合奈良宿泊所	奈良県奈良市
公立学校共済組合 和歌山支部	公立学校共済組合和歌山宿泊所	和歌山県和歌山市
公立学校共済組合 鳥取支部	公立学校共済組合鳥取宿泊所	鳥取県鳥取市
公立学校共済組合 島根支部	公立学校共済組合松江宿泊所	島根県松江市
公立学校共済組合 岡山支部	公立学校共済組合岡山宿泊所	岡山県岡山市
公立学校共済組合 山口支部	公立学校共済組合山口宿泊所	山口県山口市

公立学校共済組合 愛媛支部	公立学校共済組合道後宿泊所	愛媛県松山市
公立学校共済組合 高知支部	公立学校共済組合高知宿泊所	高知県高知市
公立学校共済組合 福岡支部	公立学校共済組合福岡宿泊所 公立学校共済組合北九州宿泊所	福岡県福岡市 福岡県北九州市
公立学校共済組合 佐賀支部	公立学校共済組合佐賀宿泊所	佐賀県佐賀市
公立学校共済組合 長崎支部	公立学校共済組合長崎宿泊所	長崎県長崎市
公立学校共済組合 熊本支部	公立学校共済組合熊本宿泊所	熊本県熊本市
公立学校共済組合 大分支部	公立学校共済組合別府保養所	大分県別府市
公立学校共済組合 鹿児島支部	公立学校共済組合鹿児島宿泊所	鹿児島県鹿児島市